

令和 6 年 天草市農業委員会第 4 回総会議事録

令和 6 年 4 月 25 日天草市役所本庁 3 階第 3 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12 名）

1 番	本 田 実 君	2 番	山 下 和 弘 君
3 番	金 棒 康 二 君	4 番	淀 川 洋 一 君
6 番	中 村 三 千 人 君	7 番	野 中 幸 廣 君
8 番	平 岡 敬 則 君	9 番	川 口 明 君
10 番	富 崎 ま す み 君	11 番	黒 川 紀 世 子 君
12 番	端 田 睦 子 君	13 番	山 並 彰 一 郎 君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1 名）

5 番 猪 原 真 滋 君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	上 原 和 之	局長補佐	松 本 馨
参 事	内 田 富 隆	書 記	宮 川 楓 大
書 記	池 上 翔		

開 会

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 議第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議第 25 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議第 26 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議第 27 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について
- 日程第 6 議第 28 号 農用地利用集積等促進計画(案)について
- 日程第 7 議第 29 号 非農地証明書交付申請について
- 日程第 8 報告事項について

閉 会

開 会 15 時 00 分

○事務局（上原和之君） ただいまから令和 6 年天草市農業委員会第 4 回総会を開会致します。それでは本田会長からご挨拶をお願いします。

○議長（本田実君） 皆さんこんにちは。4 月に入ってから天気が悪い日が続いております。季節の変わり目で気温差も激しいですが、体調に十分注意しながら農業委員会の活動に励んでいただければと思います。令和 5 年度の農業委員会では、目標に掲げた業務について、農業委員や農地利用最適化推進委員、事務局の協力もあり、ほとんどの業務で目標を達成することができました。農業委員の任期は残り 1 年となりますので、みなさんには最後まで頑張っていたいただきたいと思います。また、5 月 16 日には天草地区農業委員会連絡協議会での研修もごございますので、みなさんには出席していただきたいと思います。それと、今年度までに目標地図の素案を完成させなければなりませんので、早めにブロック別研修会を実施したいと思います。忙しくなるとは思いますがよろしくお願い致します。今回は 3 条が 13 件、4 条が 5 件、5 条が 12 件、利用権設定が 39 件、非農地が 5 件、合計 74 件と非常に多くの案件がございますので、慎重なご審議をお願いし、会長の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○事務局（上原和之君） 本日は、5 番、猪原委員より欠席の届出が出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは、議事の進行は会長にお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、6 番中村委員、7 番野中委員を指名します。

○議長（本田実君） 日程第 2、議第 24 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。下浦町の譲受人は、下浦町の譲渡人より、下浦町の畑 484 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11 番（黒川紀世子君） 11 番黒川です。先日現地確認を行いました。譲受人の自宅の目の

前の農地で、耕作はされていませんが草刈りがしてあり、管理もしやすいところですので、有効的に利用されるのではないかなと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。東浜町の譲受人は、大阪市の譲渡人より、亀場町の田420㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。先日井上推進委員と現地確認に行きました。申請地付近は近年宅地化が進んでいる場所です。申請地にも家が建つのかなと思っていましたが、農地として活用されておりましたので、特に問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3番について説明します。佐伊津町の譲受人は、中村町の譲渡人より、佐伊津町の畑1,763㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12 番（端田睦子君） 12 番端田です。4 月 22 日に堤内推進委員と現地確認を行いました。

現在、草刈り等の管理のみされており、場所的には日当たりがよく、いい野菜が作れるのではないかと見てきました。特に問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 4 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 2 ページをご覧ください。4 番について説明します。太田町の譲受人は、栢宇土町の譲渡人より、栢宇土町の田と畑 629 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10 番（富崎ますみ君） 10 番富崎です。先日松川推進委員と現地確認に行きました。ここは 3 月総会の際にあった案件のすぐそばの農地で、土地所有者の相続登記が終わっていなかったため、今月にずらして申請されたとのことでした。現地の写真にありますとおり、野菜を既に栽培されておりますので何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 5 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 5 番について説明します。栢宇土町の譲受人は、栢宇土町の譲渡人より、栢宇土町の田 552 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地

には野菜と水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10 番（富崎ますみ君） 10 番富崎です。先日松川推進委員と現地確認に行きました。譲受人の方にお会いしまして、お話を伺いました。田の方は既に田植えの準備をされておりましたので特に問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

○4 番（淀川洋一君） 4 番淀川です。〇〇の地番ですが、ここは畑として利用されるのでしょうか。

○10 番（富崎ますみ君） 写真の奥の方が耕作されており、手前の方は農業用機械にブルーシートが被せてありました。

○4 番（淀川洋一君） 写真の白い部分はコンクリートに見えますが、为什么呢。

○事務局（上原和之君） こちらはマルチになります。

○4 番（淀川洋一君） 分かりました。

○議長（本田実君） 他に質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 6 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 6 番について説明します。深海町の譲受人は、岐阜県の譲渡人より、深海町の田と畑 880 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。こちらは全部で 2 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。次が現地の写真になります。こちらは全部で 2 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜と果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○3 番（金棒康二君） 3 番金棒です。先日滝下推進委員と現地確認を行いました。譲渡人が遠方に住んでおり、管理が行き届かないため、親戚である譲受人に贈与することとした。譲受人も非常にやる気があり、農地を有効活用してくれるのではないかなと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありま

せんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に7番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(宮川楓大君) 7番について説明します。有明町の譲受人は、熊本市の譲渡人より、有明町の畑708㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長(本田実君) 1番本田です。4月20日に山田推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明のとおり、譲渡人が遠方に住んでおり、申請地付近に住んでいる譲受人に譲渡することでした。特に問題はないと思います。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に8番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(内田富隆君) 資料②の3ページをご覧ください。8番について説明します。倉岳町の譲受人は、大阪市の譲渡人より、倉岳町の田3,245㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道有明倉岳線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○13番(山並彰一郎君) 13番山並です。現地確認の際に譲受人にお会いしましてお話をしました。元々申請地を耕作されていた方が、高齢で耕作できなくなったため、譲受人が管理し耕作することになったそうです。きれいに管理されておりましたので、何ら問題ないと

思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 9 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 9 番について説明します。新和町の譲受人は、新和町の譲渡人より、新和町の畑 2297 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道碓石中田線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には果樹を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○6 番（中村三千人君） 6 番中村です。4 月 20 日に小田推進委員と現地確認を行いました。譲受人の方と現地に行き、説明をしていただきました。申請地はみかん山の頂上付近で、譲受人の方がここで果樹を栽培されるということでしたので、何ら問題ないと思います。ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 10 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 10 番について説明します。本渡町の譲受人は、河浦町の譲渡人より、河浦町の田 2,047 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○7 番（野中幸廣君） 7 番野中です。4 月 19 日に小林推進委員と現地確認を行いました。譲受人は本渡に住んでおられますが、ご両親が農業と畜産業をされておりまして、休みの日には手伝いをされているそうです。申請地付近の農地は譲受人が一体的に耕作されておりますので、特に問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 11 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 11 番について説明します。五和町の譲受人は、五和町の譲渡人より、五和町の畑 299 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2 番（山下和弘君） 2 番山下です。4 月 21 日に原田推進委員と現地確認を行いました。この案件と次の 12 番の案件は譲渡人が同じ方で、自分が元気なうちに自己所有の財産を整理したいということで相談があったそうです。事務局から説明があったとおり、何ら問題ないと思いますので、ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 12 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 資料②の 4 ページをご覧ください。12 番について説明します。五和町の譲受人は、五和町の譲渡人より、五和町の田と畑 1876 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側と西側にある

農地です。次が現地の航空写真です。こちらは全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真になります。こちらは全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には飼料作物を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。4月21日に原田推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明のとおりで、何ら問題ないと思いますのでご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に13番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 13番について説明します。五和町の譲受人は、五和町の譲渡人より、五和町の田と畑3,947㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ1か所が約〇〇kmと残り2か所が約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。こちらは全部で3枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。次が現地の写真になります。こちらは全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には飼料作物を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。4月21日に原田推進委員と現地確認を行いました。譲受人と譲渡人は親戚とのことで、申請地を購入して飼料作物を栽培したいとおっしゃっていました。譲受人は畜産業を営んでおられまして、農作業にも意欲的でございますので、特に問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第3、議第25号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の5ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は大阪市の個人で、亀場町の田165㎡を貸駐車場に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、貸駐車場としての需要が見込まれるため、駐車場7台として利用する計画です。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見ををお願いします。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。先日井上推進委員と現地確認を行いました。先ほどの3条2番案件の道向かいにある農地で、かなり前から貸駐車場として利用されておりました。付近は宅地化が進んでおり需要も見込まれる場所ですので、仕方がないことかなと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。転用者は中村町の個人で、佐伊津町の畑489㎡を貸駐車場に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、貸駐車場としての需要が見込まれるため、駐車場13台として利用する計画です。資料③の5ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されて

おります。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見ををお願いします。

○12 番（端田睦子君） 12 番端田です。4 月 22 日に堤内推進委員と現地確認に行きました。

既に何台か駐車してありました。近くに施設がありますので、その職員が利用しているの
だろうと思います。申請どおり問題ないと思いますのでご審議方よろしくお願い致します。
以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

○6 番（中村三千人君） 6 番中村です。既に何台か駐車してありますがいつから貸駐車場として
利用されているのでしょうか。

○事務局（宮川楓大君） 申請者に確認したところ、平成 5 年から貸駐車場に転用して利用さ
れているそうです。

○6 番（中村三千人君） だいたい 30 年ほど前になりますよね。いつごろ判明したかは分かり
ませんが、地目が農地だと分かった段階ですぐ申請してもらいたいと思います。

○議長（本田実君） このような案件は他にもたくさんあると思います。事務局には農地転用
についての周知についても今後努めていただきたいと思います。他にありませんか。

○4 番（淀川洋一君） 4 番淀川です。農地の利用状況調査を毎年行っておりますが、今回の申
請地はどのような報告になっているのでしょうか。

○事務局（上原和之君） 現段階で確認はできておりません。始末書案件については利用状況
調査の結果を確認の上、申請受付を行いたいと思います。

○4 番（淀川洋一君） 分かりました。

○事務局（松本馨君） 利用状況調査の結果をもとに違反転用案件について地区ごとにリスト
化をしたいと考えております。追認案件になりますので、許可見込みのあるところは始末書
を添付の上で申請をしていただきたいと思います。違反転用の予防と削減を目指して、所有
者並びに転用者の方との調整を図って参ります。以上です。

○議長（本田実君） 他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致しま
す。次に、3 番について、事務局から説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3 番について説明します。この案件は令和 5 年 10 月に農用地区域
からの除外申請があり、令和 5 年天草市農業委員会第 11 回総会において許可見込みありと

判断され、令和6年4月に除外されたものです。転用者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の田225㎡を駐車場へ転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、土地改良事業の施行に係る区域内にある第1種農地と概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、既存施設の拡張のため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自宅敷地の一部が農地であることが判明したため、住宅1棟、車庫兼物置1棟、通路として利用する計画です。資料③の6ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見ををお願いします。

○12番（端田睦子君） 12番端田です。4月21日に堤内推進委員と現地確認に行きました。事務局の説明どおりで、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 4番について説明します。転用者は志柿町の個人で、志柿町の畑280㎡を個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが老朽化し、戸建住宅を新築したいため、住宅1棟、駐車場2台、庭として整備し利用する計画です。資料③の7ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見ををお願いします。

○11番（黒川紀世子君） 11番黒川です。先日現地確認を行いました。現地には元々樹木が植えてありましたが、住宅を建てる準備でしょうか、既に伐採してありました。申請地は宅地に囲まれておりますので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の6ページをご覧ください。5番について説明します。この案件は令和5年10月に農用地区域からの除外申請があり、令和5年天草市農業委員会第11回総会において許可見込みありと判断され、令和6年4月に除外されたものです。転用者は栖本町の個人で、栖本町の田1150㎡を農家住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道松島馬場線の北側にある農地です。申請地は、土地改良事業の施行に係る区域内にある第1種農地と概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが土砂災害特別警戒区域内にあり、また、農業を行う上で必要な設備を併設した農家住宅を新築したいため、農家住宅1棟、農業用倉庫1棟、農業用パレット置場、農機具置場、自家用駐車場2台、農業車両用駐車場2台、庭として整備し利用する計画です。資料③の8ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。本日、猪原委員が欠席のため、猪原委員の意見を代読させていただきます。4月21日に松本推進委員と現地確認を行いました。申請地は令和6年4月に農振農用地から除外された農地です。周辺の農地の状況や現地の立地状況から見ても、何ら問題ないと思います。ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第4、議第26号、農地法第5条第1項の規定による許可申請につ

いてを議題と致します。それでは、事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の7ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は亀場町の個人で、亀場町の田465㎡を贈与により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在借家住まいで、戸建住宅を新築したいため、住宅1棟、駐車場2台、庭として整備し利用する計画です。資料③の9ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。先日井上推進委員と現地確認を行いました。国道沿いにある農地で少し車の出入りがしにくい場所ですが、宅地に囲まれている農地なので仕方がないのかなと思って見て来ました。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 2番について説明します。この案件は令和5年10月に農用地区域からの除外申請があり、令和5年天草市農業委員会第11回総会において許可見込みありと判断され、令和6年4月に除外されたものです。転用者は本渡町の個人で、佐伊津町の田321㎡に使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在借家住まいで、戸建住宅を新築したいため、住宅1棟、駐車場3台、庭として整備し、利用する計画です。資料③の10ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12 番（端田睦子君） 12 番端田です。4 月 21 日に堤内推進委員と現地確認を行いました。

個人住宅へ転用する計画で、隣にある家が譲受人の実家になります。親子間での 5 条申請になりますので、特に問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 3 番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の畑 329 m²を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在借家住まいで、戸建住宅を新築したため、住宅 1 棟、駐車場 3 台、庭として整備し、利用する計画です。資料③の 11 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12 番（端田睦子君） 12 番端田です。4 月 21 日に堤内推進委員と現地確認を行いました。

以前 5 条申請があったところの隣の農地が今回申請されております。特に問題は無いと思います。ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 4 番について説明します。転用者は本渡町の個人で、本渡町の畑 100 m²を贈与により取得し、倉庫及び駐車場へ転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した

県道本渡苓北線の北側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、倉庫及び駐車場が不足しているため、倉庫 1 棟、駐車場 3 台として利用する計画です。資料③の 12 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4 番（淀川洋一君） 4 番淀川です。先日山下推進委員と現地確認を致しました。申請者は獣医として天草に帰ってこられて、申請地を事業に必要な車両を置く駐車場として利用するそうです。始末書が出ておりますので、問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の 8 ページをご覧ください。5 番について説明します。転用者は熊本市の個人外 1 名で、中村町の畑 325 m²を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第 3 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、妻の勤務地の天草市に住居を移すために、戸建住宅を新築したいため、住宅 1 棟、駐車場 2 台、庭として整備し利用する計画です。資料③の 13 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、一部造成済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4 番（淀川洋一君） 4 番淀川です。先日山下推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで何ら問題ないと思います。始末書も出ております。ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 6番について説明します。転用者は下益城郡の法人で、中村町の畑523㎡を売買により取得し、共同住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、共同住宅としての需要が見込まれるため、共同住宅1棟、駐車場12台として整備し利用する計画です。資料③の14ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。先日山下推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、7番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 7番について説明します。転用者は久玉町の個人で、牛深町の田80㎡を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在借家住まいで、戸建住宅を新築したいため、住宅1棟、駐車場3台として整備し利用する計画です。資料③の15ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、以前から駐車場として使用されていたため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（金棒康二君） 3 番金棒です。先日山本推進委員と現地確認を行いました。現地は駐車場として管理されております。周りは住宅街になっておりますので何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、8 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 8 番について説明します。転用者は有明町の法人で、有明町の畑 3058 m²を売買により取得し、造園用庭木用地へ転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、造園用の庭木用地として利用したいため、造園用庭木用地、通路として利用する計画です。資料③の 16 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、譲受人より始末書が提出されています。また、この案件は転用面積が 3,000 m²を超えるため、許可相当の判断をいただいた場合、来月開催される熊本県常設審議委員会に諮問する予定です。以上です。

○議長（本田実君） 1 番本田です。申請地は 40 年以上前から造園用庭木用地として申請者が利用しております。何ら問題ないと思いますので、ご審議方よろしくお願い致します。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、9 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 9 ページをご覧ください。9 番について説明します。この案件は令和 5 年 10 月に農用地区域からの除外申請があり、令和 5 年天草市農業委員会第 11 回総会において許可見込みありと判断され、令和 6 年 4 月に除外されたものです。転用者は

倉岳町の個人で、倉岳町の田 274 m²を贈与により取得し、宅地拡張している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自宅敷地の一部が農地であることが判明したため、住宅 1 棟、建材倉庫 1 棟、農業用倉庫 1 棟、浄化槽 1 基、通路として利用する計画です。資料③の 17 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、譲受人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○13 番（山並彰一郎君） 13 番山並です。先日現地確認を行いました。10 年ほど前の国道整備事業の時に当時の自宅を退去することになり、その際に国が代替地の手続きを代わりにしてくれていると思っていたとのことでした。悪質な案件ではなかったので特に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、10 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 10 番について説明します。転用者は倉岳町の個人で、倉岳町の田 1017 m²を売買により取得し、農家住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在借家住まいであり、手狭で不便なため。また今後農業を行う上で農業用施設を併設した農家住宅を新築したいため、農家住宅 1 棟、車庫兼農業用倉庫 1 棟、来客用駐車場 3 台、作業スペース、庭として整備し利用する計画です。資料③の 18 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○13 番（山並彰一郎君） 13 番山並です。先日現地確認を行いました。現地は昔から耕作され

ている様子はなく、申請者もこれから農業に関連した事業を行っていくとのことだったので何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、11 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 11 番について説明します。転用者は倉岳町の個人外 1 名で、栖本町の畑 348 m²を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。申請地は、土地改良事業の施行に係る区域内にある第 1 種農地です。第 1 種農地は原則として許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが老朽化しており、戸建住宅を新築したいため、住宅 1 棟、駐車場 5 台、庭として整備し利用する計画です。資料③の 19 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。また、本日は猪原委員が欠席のため、猪原委員の意見を代読させていただきます。4 月 21 日に松本推進委員と現地確認を行いました。申請地周辺は近年宅地化が進んでいる地域であり、周辺に耕作されている農地もないため、何ら問題ないと判断致しました。ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、12 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 12 番について説明します。この案件は令和 5 年 10 月に農用地区域からの除外申請があり、令和 5 年天草市農業委員会第 11 回総会において許可見込みありと判断され、令和 6 年 4 月に除外されたものです。転用者は本町の個人で、五和町の畑 2,155 m²を売買により取得し、作業所及び貯木場へ転用している案件です。スクリーンをご覧ください。

さい。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、作業所及び貯木場を移転し、木工所として利用したいため、作業所 1 棟、駐車場 2 台、貯木場スペース、通路として整備し利用する計画です。資料③の 20 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に一部転用済みのため、譲受人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12 番（山下和弘君） 2 番山下です。先日現地確認を行いました。譲受人は本町に作業場を持っていられるのですが、周辺に民家が建ち始めて騒音等のトラブルになりかねないので、申請地に作業所を移転することになったそうです。始末書も提出されておりますので、ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 5、議第 27 号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の 10 ページから 20 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について説明します。所有権移転の計画が 0 件、利用権の新規設定の計画が 11 件、再設定が 11 件、合計 22 件で、筆数 37 筆、総面積が 54,696.94 m²となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 21 ページの審査資料の利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございますか。

（質疑なしの声あり）

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長(本田実君) 日程第6、議第28号、農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局(池上翔君) 農用地利用集積等促進計画(案)について説明します。資料②の21ページから25ページをご覧ください。更新の計画が10件、再配分の計画が7件、利用権移転の計画が0件、合計17件で、筆数31筆、総面積が37,140㎡となっております。以上の計画は耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の22ページの審査資料の「農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第2項の要件」をすべて満たしております。以上です。

○議長(本田実君) それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長(本田実君) 日程第7、議第29号、非農地証明書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局(宮川楓大君) 非農地証明書交付申請件数は、本渡地域が1件、牛深地域が1件、有明地域が1件、栖本地域が1件、五和地域が1件の計5件です。筆数は全体25筆、面積は23,921㎡となっております。資料③の23ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の26ページと27ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が2番から14番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと約〇〇km、〇〇へ約〇〇km、〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で9枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。4枚目です。5枚目です。6枚目です。7枚目です。8枚目です。9枚目です。次が現地の写真になります。こちらは全部で5枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。4枚目です。5枚目です。次が15番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が16番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写

真です。次が 17 番から 25 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと約〇〇kmと約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で 5 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。3 枚目です。4 枚目です。5 枚目です。次が現地の写真になります。こちらは全部で 5 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。3 枚目です。4 枚目です。5 枚目です。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認致します。1 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 2 番から 14 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 15 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 16 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 17 番から 25 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 日程第 8、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 28 ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は 3

件。うち2件は田を畑として利用したい、1件は畑を形状変更して利用したいというものでした。第4条、第5条の許可不要転用届はありませんでした。以上です。

○議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和6年天草市農業委員会第4回総会を閉会致します。

閉 会 17時00分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 水田 実

署名委員 中村 三千人

署名委員 野中 幸廣